

議会議事録

令和6年 第2回定例会

日 時：令和6年12月17日
16時00分から

召集場所：和泊町議会 2階議場

沖永良部与論地区広域事務組合

令和6年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会議事日程

令和6年12月17日 火曜日 16時00分 開議
和泊町議会 2階議場

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸般の報告
第4		行政報告
第5		一般質問 1. 高田 豊繁議員
第6	同 意 第2号	識見監査委員の選任同意について
第7	議 案 第9号	令和6年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
第8	議 案 第10号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
第9	議 案 第11号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

令和6年 沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会会議録						
告 示 月 日	令和6年12月6日 告示第9号					
召 集 の 場 所	和泊町議会 2階議場					
開議・閉会の日時	令和6年12月17日 16時00分 開会 令和6年12月17日 16時41分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開 議 16時00分 休 憩 時分～時分 散会・延会・中止 時 分					
出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員 出席 5名 欠席 4名 【凡例】 出席 ○ 欠席 ー	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	議長	原 栄徳議員	○	5	西 吉信議員	ー
	1	高田豊繁議員	○	6	池田正一議員	○
	2	川内恵司議員	○	7	福川勝久議員	ー
	3	桂 弘一議員	ー	8	中村むつ子議員	○
	4	高風勝一郎議員	ー			
会議録署名議員 6番 池田正一 議員 8番 中村むつ子議員						
職務の為出席した者の氏名 係長 前田 翔平君 主査 松岡 範君						
地方自治法第1 21条により説 明の為出席し た者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	前 登志朗君 今井 力夫君 田畑 克夫君 和 秀明君 平山 大樹君	総務課長 署 長 分遣所長 介護次長	山田 英人君 鍋田 剛志君 本 哲文君 東 公仁君		
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

開 会 宣 言

○議長（原栄徳議員）ただいまから令和6年沖永良部与論地区広域事務組合議会第2回定例会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布したとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（原栄徳議員）**日程第1** 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第83条の規定によって、6番「池田正一」議員及び8番「中村むつ子」議員を指名します。

会期の決定

○議長（原栄徳議員）**日程第2** 会期の件を議題とします。お諮りします。
本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
○議長（原栄徳議員）異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間と決定をしました。

諸般の報告

○議長（原栄徳議員）**日程第3** 諸般の報告を行います。
・10月21日 第2回臨時会後について報告をします。
・11月22日に実施した、地方自治法第199条第1項及び第235条の2第1項の規定による「定例監査」及び「出納検査」について、監査委員からお手元にお配りしてある通知書のとおり「誤りなく確実に保管されており、適正に執行管理されている」旨報告を受けました。
「3番 桂議員・4番 高風議員・5番 西議員・7番 福川議員・本分遣所長」から欠席する旨の届出がありました。以上で「諸般の報告」を終わります。

行政報告行政報告一身上の都合により本会を欠席する旨の連絡がありマツダ

行政報告

○議長（原栄徳議員）**日程第4** 「行政報告」を行います。管理者
○管理者（前登志朗君）行政報告につきましては、平山消防長にさせますので、よろしくお願いします。
○議長（原栄徳議員）平山消防長
○消防長（平山大樹君）10月21日第2回臨時会後の行政報告を申し上げます。
・11月5日 奄美群島排出油防除協議会及び訓練が茶花港で行われ参加いたしました。
・11月7日 沖永良部空港において航空機事故消火救難訓練対処訓練が大島支庁・沖永良部事務所・沖永良部警察署・山田海陸航空株式会社・和泊消防団・沖永良部空港管理事務所・和泊町土木課・消防本部と関係機関8団体80名が参加し、訓練が行われました。
・11月9日 大雨特別警報ということで、11月8日から10日にかけて奄美地方と沖縄本島地方を中心に局地的に雷を伴った猛烈の雨が降り、9日未明から線状降水帯が発生して、大雨災害の危険度が急激に高まり、重大な災害が起こる恐れが著しく高まったということで、与論町に大雨特別警報が発表されました。その警報に伴いまして、風水害出動が2件、救急出動が1件ありました。
・11月10日 旧知名町役場において全国秋季火災予防運動一環として、知名町、知名町消防団、沖永良部消防署、関係機関3団体60名の参加のもと、有事に備え災害による被害を最小限度に留め、災害活動が迅速、適切に行われることを目的とした訓練が行われました。
・11月22日 先般の町議員の選挙により議員も新たな顔ぶれとなりましたので、組合においては、119番通報を含む通信施設及び車両訓練施設、介護保険事務局等庁舎の視察を計画し、参加いただきました。

- ・11月24日 与論町において、第31回ヨロンマラソン2024が行われ当務職員はもとより、分遣所長初め、非番職員においてもボランティアで参加しております。
- ・11月28日 令和6年度与論町災害対策本部、地震・津波対応訓練ということで、奄美群島沖地震が発生した場合を想定して、災害対策本部及び防災関係機関要員を対象とした災害対策本部地震・津波訓練を実施し、初動対応能力の向上及び防災機関との連携強化を図ると共に訓練の企画、実施検証を通じて訓練の企画運営における要点や課題を抽出する目的で、消防庁・鹿児島県危機管理局初め11団体50名参加のもと訓練が行われました。
- ・12月17日 本日、令和6年沖永良部与論地区広域事務組合第2回定例会です。
なお、災害活動状況・介護・障害の申請状況は添付のとおりですので、ご確認ください。
以上で行政報告を終わります。

○議長（原栄徳議員）これで行政報告を終わります。

一般質問

○議長（原栄徳議員）**日程第5** 一般質問を行います。発言を許可します。1番「高田豊繁」議員

○1番（高田豊繁議員）1番、「高田豊繁」一般質問を行います。

1. 障害支援区分判定審査会関連の規則の整備について

組合規約第3条の中の(1)介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会に関する事務(4)障害者の日常生活及び日常生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）に基づく審査判定業務に関する事務を行うこととなっている。組合規則に則って両審査会の定数条例は判定されているが、介護認定審査会規則と共に障害支援区分判定審査会規則の制定も必要ではないか、また、組織等に関する規則への併記も必要ではないか伺います。

2. 審査会等委員への報酬の支出について

介護認定審査や障害者支援区分判定審査が同日夕方1時間程度で開催され、同一審査委員に両方の日額報酬が支出されているようですが、これは会計処理上日額報酬の二重支出に当たるのではないかと。今後見直す考えはないか伺います。

3. 次期介護認定システムの更新について

介護認定システムは概ね5年ごとに更新されているようですが、現行のシステムNECキャピタルソリューションのRJシリーズは年間のリース代が年額5,866,800円保守代が年額1,991,000円で、令和6年までの5年分で約43,469,000円となっているが、7年度以降の更新予定システムの概要について伺います。この際、近隣地区の実態調査や事例も参考にしつつ、徹底したコスト縮減に取組、最小の経費で最大の効果を出す保険事務運営に努める考えはないか伺います。また、今後の少子高齢化の進行や人口減少化、財政窮乏が予想されるなか、大島郡全体や南三島での介護保険組合組織の模索等、より一層コスト縮減や合理化に取り組む考えはないか伺います。

○議長（原栄徳議員）管理者

○管理者（前登志朗君）議長、今、1から3まで続けて答弁しても宜しいでしょうか。

○議長（原栄徳議員）はい、どうぞ

○管理者（前登志朗君）それでは、高田議員の1問目の質問にお答えします。平成17年障害者自立支援法の施行に伴い、障害者自立支援審査会の障害程度区分の審査判定業務を円滑かつ効率的に進めるため、当業務を共同処理することとなりました。それに伴い平成18年に沖永良部与論地区広域事務組合報酬及び費用弁償に関する条例を介護認定審査委員から介護認定等審査員と改めるなど関係条例等を改正し、同年9月から審査会を同日開催しております。障害の審査判定業務の条例改正については、構成3町の議会において可決され、県からの規約変更等に係る許可を受けています。議員ご指摘の沖永良部与論地区広域事務組合介護認定審査会規則については、先に述べた条例改正に合わせて、改正されていないため改正の必要の有無を確認し、早急に改めたいと考えます。組織等に関する規則等の定義については確認し、必要に応じ対応したいと考えております。

2番目のご質問にお答えいたします。同日に開催される審査会ですが、介護認定審査会は介護保険法、市町村審査会、障害支援区分判定審査会は、法律上市町村審査会これは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく審査会です。審査会は同日に

開催され審査員も同じ方々ですが、審査会は全く別物となります。また、委員には医療・介護職に従事されている方が多く、夜勤等もあり再度お越しいただく時間や事前審査に費やす時間を鑑みても同日開催が審査会の成立に適していると考えます。会計処理上日額報酬の二重支給じゃないかのご指摘ですが、異なる法のもとでの別々の審査会であり、二重支給には当たらないと考えます。なお、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合においても金額の違いはあるものの、支給をしているようです。

3番目のご質問にお答えします。現在のシステムのリースは令和6年2月で終了となっています。修理は部品等の在庫等にもよりますが、令和7年2月頃まで対応可能とのことですが、システムに不具合が生じると毎週の審査会に影響が出るため、機器等の更新は必要不可欠と考えます。令和7年度に更新予定のシステムの概要ですが資料1、現在と機器更新後とのネットワーク構成図をご覧ください。導入までの検討を重ね議員ご指摘のコストの縮減を図りたいと考えます。また、コスト縮減は今後財政が厳しくなることを予想すると取り組むべきことだとは考えますが、近隣の組合とは審査会までの方法に差異があるため一概には比較できないと考えます。議員作成の令和3年度における各市町村のリース代の数字のみを見ると費用が大きく感じられますが、近隣の組合が実施できていない近年推進されているペーパーレス化やOCRでの読み込み等業務の効率化が図られ年間1500件近くの申請に対し、介護認定調査及び審査会がスムーズに行えているものと考えられます。また、大島郡全体や南三島の介護保険組合の組織の模索等については、これから奄美大島地区介護保険一部事務組合、徳之島地区介護保険組合と連絡を取り合いコスト縮減に向け検討を重ねていきたいと考えております。以上です。

○議長（原栄徳議員）1番 高田議員

○1番（高田豊繁議員）時間がございませんので、再度質問させて終わりたいと思いますが、今回、初めて広域議会の一般質問に立たせていますが、町村議会と違いまして時間が極めて短いので、簡潔に主に介護保険事務等の疑問点や解決の見直し等について質問させていただきます。質問事項の2についてですけれども、徳之島や奄美地区特に奄美大島地区介護保険一部事務組合報酬及び費用弁償に関する施行規則を十分に規格検討していただきたいと思います。同日に1時間程度の審査会で同じようなメンバーで介護・障害認定の審査を行い同じメンバーに日額報酬の二重払いと思われる支払いがなされているということではないかということですが、ただ今の管理者のご意見は二重払いには当たらないという解釈のようですけれども、やはりこれは県の方にも役場の方にも確認を取っていただきたいなと思います。奄美の場合ですけれども、奄美の場合も介護認定と一緒に障害支援区分の審査を行っているわけですが、こういう場合は別途規則のなかでですね、区分わけをしまして、同日行われる場合は介護認定の日額報酬は支払っておりますが、障害支援を同時に行われる場合は、たとえば1件あたり600円というように規定がなされております。これは確かに合理性があると私はそのように考えております。次の質問事項の3、介護認定システムについてですけれども、この組合のように小規模組合がこの様な多額の予算で本土の大手企業システムに年間800万円前後5年で4千3百万円以上の多額の出費というのは全く考えられません。今後ますますさらに、5年間ということ、今、現在以上に高騰化することが十分に予想されます。厚労省が全国自治体に向け無料で提供している介護認定ソフトを利用し、役場や島内のITパソコンシステムに精通されている方々を活用しつつ、奄美や徳之島地区の例にならってぜひ、改善していただきたいと期待しているところでございます。皆様方には「釈迦に説法」と思いますが、地方自治法第2条第14号・15号はこのように書いてございます。地方公共団体はその事務を処理するに当たって最小の経費で最大の効果を上げることとして、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化をおかなければならないと明記されております。また、国における行政改革推進法に示されている行政事務コストを抑制して国民負担の上昇を押さえること、それから鹿児島県の鹿児島未来創造ビジョンの中で持続可能な行財政構造の構築や広域連合の一層の推進を図るという方向性が示されております。この際、関連保護等の本旨に照らし合わせて、持続可能未来指向型認定システムを構築し、住民の信頼と期待に沿うこと、住民の負担の縮減化を図っていただきたいと思います。私は現在の高額な介護認定システムの総合予算は、むしろ本組合の消防職員の増員投資に向けられないか、最大限の検討をお願いしたいと期待するところでございます。先程も答弁いただきましたが、

徳之島や奄美介護保険事務局担当者の方は、介護保険審査業務等については、一緒に合同作業や協力をして良いとのコメントをいただいておりますので、最後にまとめて管理者の考えを伺いたいと思います。

○議長（原栄徳議員） 管理者

○管理者（前登志朗君） 2番目のところからですね、先程の答弁と重複いたしますけれども、異なる法の下で、開催された別々の審査会でありますので、二重支給には当たらないものと考えております。また、報酬条例に基づいた支給となっております。徳之島地区介護保険組合や奄美大島地区介護保険一部事務組合においては、一件あたりの支給等に行っているようですが、明文化されていないということです。事務局においては構成町の担当と連携をし、一回の審査件数を増やすことで、審査会の回数を減らし、経費削減に現在努めているところでございます。議員ご指摘の件数あたりの支給等については、今後、検討課題だと思いますので、そのところは検討していきたいというふうに考えます。また、3番目の質問についてでございますが、議員のおっしゃるとおり最小の経費で最大の効果を上げるということは、行政にとって恒常の課題であります。これまで機器の更新には、予算が計上されてきましたが、構成町の介護認定申請者に対し、希望するサービスの提供などができて、最大の効果があったものと考えております。最近の世界情勢の影響を受け、今後も機器の更新には、大きな予算が必要となることは予想できますが、令和7年度には、構成町の機器更新予定があり、広域の機器も更新しないと介護申請を受けた構成町の介護担当部署との連携が取れないなど、訪問調査や認定審査会に影響が出ます。今後は管理者、副管理者、町の介護主管課、電算担当者とともに連携を密にし、新たなシステムの構築を検討し、徳之島地区介護保険組合、奄美大島地区介護保険一部事務組合の方法も確認しながら他方面で模索していきたいと考えております。経費が高いことは十分承知いたしてはおります。以上です。

○議長（原栄徳議員） 1番 高田議員

○1番（高田豊繁議員） はい、以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（原栄徳議員） これで「高田豊繁」議員の一般質問を終わります。次に4番「高風勝一郎」議員から一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出されましたため、会議規則第51条第4項の規定に基づき「高風勝一郎」議員の一般質問は行いません。

識見監査委員の選任同意

○議長（原栄徳議員） 日程第6 同意第2号「識見監査委員の選任同意について」を議題とします。同意第2号は、組合同約第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（原栄徳議員） 「異議なし」と認めます。したがって同意第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

質 疑

○議長（原栄徳議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（原栄徳議員） 「質疑なし」と認め、これで質疑を終結します。

討 論

○議長（原栄徳議員） これから討論を行います。

（討論なしの声）

○議長（原栄徳議員） 「討論なし」と認め、これで討論を終結します。

採 決

○議長（原栄徳議員） これから採決を行います。同意第2号「識見監査委員の選任同意について」は、同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（原栄徳議員） 「異議なし」と認めます。したがって、「美野忠徳」氏を識見監査委員とし、同意第2号は同意することに決定しました。

議案第 9 号審議

○議長（原栄徳議員）**日程第 7** 議案第 9 号「令和 6 年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（原栄徳議員）本案について提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（前登志朗君）議案第 9 号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 358 千円を減額し、歳入歳出の総額を 541,095 千円と定めるものであります。主なものとして、新規採用職員分貸与品の増額及び通信指令システム更新特別負担金の減額予算であります。よろしくご審議のうえ、可決くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（原栄徳議員）これから質疑を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（原栄徳議員）次に「歳入歳出補正予算」の質疑を許します。質疑は「歳入」・「歳出」一括で行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（原栄徳議員）「質疑なし」と認め、これで質疑を終結します。

討 論

○議長（原栄徳議員）これから討論を行います。

（討論なしの声）

○議長（原栄徳議員）「討論なし」と認め、これで討論を終結します。

採 決

○議長（原栄徳議員）これから採決を行います。議案第 9 号「令和 6 年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（原栄徳議員）「異議なし」と認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号審議

○議長（原栄徳議員）**日程第 8** 議案第 10 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について」を議案とします。

提案理由の説明

○議長（原栄徳議員）本案について提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（前登志朗君）ただ今、ご提案申し上げました。議案第 10 号は「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について」の案件でございます。懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化するなど刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の規定の整理を行うものです。よろしくご審議のうえ、可決くださいますようお願いいたします。

質 疑

○議長（原栄徳議員）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（原栄徳議員）「質疑なし」と認め、これで質疑を終結します。

討 論

○議長（原栄徳議員）これから討論を行います。

（討論なしの声）

○議長（原栄徳議員）「討論なし」と認め、これで討論を終結します。

採 決

○議長（原栄徳議員）これから採決を行います。議案第 10 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議長（原栄徳議員）「異議なし」と認めます。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号審議

○議長（原栄徳議員）**日程第 9** 議案第 11 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。管理者

提案理由の説明

○管理者（前登志朗君）ただ今、ご提案申し上げました。議案第 11 号は「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について」の案件でございます。大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について」協議したいので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により議会の議決を求めるものである。宜しくご審議のうえ、可決くださいますようお願いいたします。

質 疑

○議長（原栄徳議員）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（原栄徳議員）「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

討 論

○議長（原栄徳議員）これから討論を行います。

（討論なしの声）

○議長（原栄徳議員）「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長（原栄徳議員）これから採決を行います。議案第 11 号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（原栄徳議員）「異議なし」と認めます。したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

閉 会

本、定例会に付された事件の審議は全部終了しました。

これで、令和 6 年沖永良部与論地区広域事務組合議会第 2 回定例会を閉会します。

閉 会

16 時 41 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____